

一般社団法人 北海道貿易物産振興会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道貿易物産振興会と称する。

2 この法人の英文名はThe Hokkaido International Trade & Industry Promotion Associationとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第3条 この法人は、理事会の決議により必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、北海道の貿易の振興、道産品の販路の拡大に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 北海道の貿易振興に資する展示商談会等の開催及び参加
- (2) 北海道の貿易振興に関する内外関係機関等との連携及び協力
- (3) 道産品の展示商談会等の開催及び参加
- (4) 道産品に関する調査研究、情報収集及び情報発信
- (5) 道産品の宣伝刊行物の作成および配布
- (6) 道から委託を受けた商品展示室、貿易相談所等の運営
- (7) 道産品の取引の斡旋、紹介
- (8) 道産品即売所の運営
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の種類の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する法人及び個人並びに団体

- (2) 名誉会員 この法人に対し、特別の功績があり、理事会の決議を経て推薦された者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第7条 別に定める入会の基準を満たし、この法人の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があってもこれを返還しないものとする。

（任意退会）

第9条 この法人の会員で退会しようとする者は、所定の退会届を会長に提出して任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 この法人の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員に対し、総会の一週間前までに、理由を付して除名する旨通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し除名を通知するものとする。

（会員の資格喪失）

第11条 前2条の場合の他、この法人の会員は、次のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1)当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (2)会費を1年以上滞納したとき
- (3)総正会員が同意したとき
- (4)入会の基準を満たさなくなったとき
- 2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、会員の資格の喪失の前に発生した未履行の義務はこれを免れることはできない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (3) 入会の基準並びに会費の金額
- (4) 会員の除名
- (5) 定款の変更
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき会長が招集する。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、第23条第3項の規定により副会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権により、正会員は会長に対し、総会の目的である事項及び収集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、理事会の決議に基づき、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の2週間前までに通知するものとする。

(議長)

第16条 総会の議長は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された議案について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使すること、あるいは代理人への委任をもって議決権を行使することができる。

2 前項による正会員は、総会に出席したものとし、総会の議決権1個を行使したものとする。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選定された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員配置)

第21条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 1名
- (5) 理事 15名以上19名以内(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む)
- (6) 監事 2名以内

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、監事も同様とする。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 4 必要に応じ第1項の役付理事以外の理事のうち1名の理事長を置くことができる。
- 5 この法人は、会長をもって法人法に規定する代表理事とし、副会長(常勤)、専務理事、常務理事、必要に応じ置くことができる前項の理事長をもって法人法第91条第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款が定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行して統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。会長に事故あるとき又は欠けたときには、常勤の副会長がその業務を代行する。
- 4 専務理事は会長及び副会長を補佐し、この法人の業務全般を統括する。
- 5 常務理事は会長、副会長及び専務理事を補佐し、この法人の常務を処理する。
- 6 理事長の職務は、理事会において別に定めるところによる。
- 7 会長及び副会長(常勤)、専務理事、常務理事、理事長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、また、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、総会で決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員賠償責任)

第28条 この法人は役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4)その他、法令又はこの定款で定められた事項

第31条 理事会は次に掲げる事項など重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。

- (1)重要な財産の処分及び譲受け
- (2)多額の借財
- (3)重要な使用人(事務局長など)の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)一般社団法人の業務の適正を確保するための体制整備
- (6)定款の定めに基づく役員等の法人に対する損害賠償責任の免除

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、第23条第3項の規定により副会長が招集する。
- 4 前項の規定において、会長及び副会長の双方が事故あるとき又は欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監事が当該提案について異議を述べないときは、法令で定めるところにより、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定めるところにより会長が管理し、その運用は理事会の決議による。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、会員の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の処分)

第39条 この法人は、決算で生じた剰余金は翌事業年度に繰り越すものとし、分配は行わない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算する場合において有する解散に伴う残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公 告

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載する。

第10章 参与・顧問

(種類)

第44条 この法人は、事業の質の向上と円滑な遂行を図るため、参与、顧問を置くことができる。

- 2 参与は、この法人が行う事業について専門的意見を述べ、あるいは遂行を支援する。
- 3 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労があった者として、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

(参与、顧問の選任等)

第45条 参与、顧問の選任及び運営は、理事会の定めるところによる。

- 2 参与、顧問の任期は、第25条第1項の規定による理事の任期を適用する。ただし、再任を妨げない。

(参与、顧問の権能等)

第46条 参与、顧問は、会員及び総会並びに理事、監事及び理事会その他の法令及び法令に基づきこの定款で定める権限を有する者の権限を代行し、あるいは侵犯し、若しくは効力を失わせる権能を一切有しない。

(参与、顧問の報酬等)

第47条 参与、顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第11章 事務局

(事務局の設置等)

第48条 この法人の事務を円滑に処理するため、事務局を設置し、所要の職員を置く。

- 2 事務局の組織及び運営等に関しては、理事会の定めるところによる。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は滝沢靖六とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。